

(平成21年7月1日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認愛知地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	17 件
国民年金関係	7 件
厚生年金関係	10 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	27 件
国民年金関係	12 件
厚生年金関係	15 件

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和40年12月から45年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和17年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年12月から45年3月まで

私は結婚後、国民年金に加入していなかったが、夫の国民年金保険料を集金に来ていた区役所支所の人に、「奥さんも加入してもらわなければいけない。」と言われて加入し、以前の分もさかのぼって納付できるということだったので、夫が、結婚（昭和40年12月）以降の分として支所の人が後日持参した納付書により金融機関で2、3万円を一括で支払ってくれた。

申立期間の国民年金保険料を納付したことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の保険料を納付したとする昭和45年7月は、第1回特例納付の実施期間（45年7月から47年6月まで）であり、同特例納付及び過年度納付により、申立期間の保険料すべてをさかのぼって納付することが可能であった。

また、申立人が所持する国民年金手帳の発行日から、申立人の国民年金被保険者資格取得手続は昭和45年7月ごろに行われたものとみられるが、申立人はその時点で現年度であった昭和45年度以降、国民年金加入期間において保険料の未納は無い上、申立人の国民年金被保険者資格取得手続及び申立期間の保険料の納付を行ったとする夫も36年4月の国民年金制度施行当初に国民年金に加入して以降、国民年金加入期間において保険料の未納は無く、保険料の納付に対する意識が高かったことがうかがわれる。

さらに、申立人は集金人から「今なら一括で払える。」と言われたのが、国民年金被保険者資格取得手続を行う契機になっていたことがうかがわれ、同手

続時点で納付が可能であった過年度の保険料について<sup>そきゅう</sup>遡及して納付した期間が皆無とされているのは不自然である。

加えて、申立人は、申立期間の始期を結婚した時期としているが、これについて、夫は、申立人の国民年金被保険者資格取得時（特例納付を行う期間を決める時）、申立人が結婚前、他県に居住していたころの年金への加入及び保険料納付の状況をよく知らなかったため、結婚後の期間分のみでよいと判断して特例納付を行う期間を決めたとしており、申立期間について保険料を納付したとする主張には合理性が認められるほか、夫の申立期間の保険料の納付方法に係る記憶に不自然さは無く、当時のA市における納付方法との矛盾も無い。

このほか、申立人が申立期間の保険料として納付したとする保険料額2、3万円は、申立人が結婚した昭和40年12月から45年3月までの保険料を45年7月に納付する場合に必要な保険料額(1万8,150円)にほぼ符合する。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和58年4月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和13年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年6月から48年2月まで  
② 昭和48年4月から50年3月まで  
③ 昭和50年7月から56年3月まで  
④ 昭和58年4月から平成2年3月まで  
⑤ 平成4年1月から10年2月まで

私の国民年金加入手続は、自分の会社の経理事務を委託していた会計事務所の担当が行い、保険料の納付は、自分の会社の経理担当者に任せていて安心していたので、申立期間について保険料の納付があったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち申立期間④については、同期間のうち昭和58年4月から同年12月までの9か月分の国民年金保険料について、A市の国民年金被保険者名簿に納付があったことを示す記録があり、この9か月分の保険料については納付されていたものと認められる。

一方、申立人は、申立期間を通じて、国民年金加入手続及び申立期間の国民年金保険料の納付に関与しておらず、加入手続を行ったとする会計事務所の担当者及び保険料の納付を任せていたとする事業所の経理担当者はいずれも既に死亡しており、加入手続の状況、申立期間の保険料の納付状況等は不明である。

また、社会保険庁の記録によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、妻と連番で昭和50年6月ごろに払い出されていることから、申立人の国民年金加入手続は、このころに行われたものとみられるが、この加入手続時期を基準に

すると、申立期間①は特例納付によるほかは時効により保険料を納付することができなかった。

一方、申立人が加入手続を行ったとみられる昭和50年6月は第2回特例納付の実施期間ではあったものの、申立人は当時の記憶が明確でなく、申立人及び経理担当者が申立期間の保険料について特例納付したことをうかがわせる事情は確認できない。

さらに、申立人は、いずれの申立期間の保険料も、妻の分と一緒に経理担当者に納付させていたとしているが、妻も申立期間についてはすべて未納とされている。

加えて、申立人の事業所の経理担当者が申立人の保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和58年4月から同年12月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成8年8月から9年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和44年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年8月から9年6月まで

私は申立期間当時、結婚直後で両親とは5メートル程度離れたところに別居していたが、夕食は2世帯で一緒にするなど同居に近い状態であった。申立期間以前から、私も含めた家族全員の国民年金保険料の納付は母親が担当しており、両親及び弟には保険料の未納が無いのに、私にだけ未納期間があるのは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間は11か月と短期間であり、申立人は申立期間以外に国民年金保険料の未納期間は無い。

また、申立人は、当時、近隣に住む申立人の母親が、申立人の両親の分と同様に申立人に送付された納付書により保険料を納付してもらっていたとしており、両親及び申立人の弟の納付記録を見ると、いずれも国民年金加入期間において未納は無いことから、母親は保険料の納付意識が高かったことがうかがえる。

さらに、A市が保管する被保険者名簿により、申立人の国民年金被保険者資格取得日は平成8年8月1日で、その資格喪失日は9年7月1日となっていることが確認でき、申立人に対し申立期間に係る納付書が送付されていたことが推認できることから、納付意識の高かった母親が申立人の主張のとおり保険料を納付したとしても不合理ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和60年4月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和23年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年4月から61年3月まで  
申立期間当時、私は専業主婦でA市B区に住んでいた。自宅に届く納付書で、近隣のC郵便局又はD銀行E支店で、3か月ぐらいの周期で国民年金保険料を納付していたので、申立期間が未納になっていることは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、20歳到達以降、昭和61年4月に第3号被保険者となるまでの国民年金加入期間について、申立期間を除いて保険料の未納は無い上、社会保険庁が保管する申立人の被保険者台帳（マイクロフィルム）の記載から、昭和47年度から58年度までの保険料はすべて現年度納付されたことが確認でき、保険料の納付意識は高かったものと認められる。

また、申立人は昭和59年4月にA市B区に転居しているが、被保険者台帳の記載から、転居に伴う国民年金の手続が適切に行われたことが確認できる上、同市の記録から、転居後の昭和59年度の保険料が、2か月ごとに現年度納付されていることが確認でき、申立人がその直後の申立期間の保険料を納付しなかったとは考え難い。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したとする金融機関が申立期間当時に存在し、保険料を納付することが可能であったことが確認でき、申立人の主張する納付方法に不自然な点は見受けられない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和47年9月から48年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和25年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年9月から48年3月まで

私がか会社を退職後に、父親が国民年金の加入手続を行い、保険料を納付してくれていたと聞いていた。国民年金手帳は、結婚後に父親から渡されたこと記憶している。父親も母親も保険料の未納は無く、全期間納付していることから、私の保険料もきちんと納付してくれていると思うので、申立期間が未納とされていることは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金加入手続を行い、保険料を納付していたとする父親は、申立期間を含めすべての期間の保険料を納付しているほか、母親もすべての期間の保険料を納付しており、両親の納付意識は高かったものと認められる。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和48年10月9日に払い出されており、申立人が所持する国民年金手帳の発行日は同年10月15日と記載されていることから、父親は、同年10月ごろに申立人の国民年金加入手続を行ったものと推認でき、その時点では、申立期間の保険料を過年度納付することが可能であった。

さらに、申立人が所持する領収書により、申立期間直後の昭和48年4月から同年12月までの保険料が、49年5月23日に申立人の婚姻前の住所地であるA市内の郵便局で過年度納付されたことが確認できる。この過年度納付は父親が行ったものと考えられ、父親が当該期間の保険料のみ過年度納付し、申立期間の保険料を過年度納付しなかったとは考え難い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和58年10月から59年3月までの期間、60年1月から同年9月までの期間及び61年4月から同年6月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和29年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和58年10月から59年3月まで  
② 昭和60年1月から同年9月まで  
③ 昭和61年4月から同年6月まで

夫婦の国民年金保険料は、いつも一緒に私が納付していた。申立期間は未納だと言われたが、経済的に納付できない状態になったことは無く、納付しないことは考えられないので、申立期間が未納とされていることは納付できない。

また、夫が納付済みなのに、私が未納となっている期間があることにも納付できない。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立人夫婦の国民年金手帳記号番号は昭和51年2月に夫婦連番で払い出されており、その後の申立人夫婦の保険料納付状況を見ると、納付日が確認できる期間の保険料は夫婦同一日に納付していることが確認でき、夫婦二人の保険料を一緒に納付したとする申立人の主張に不自然な点は見受けられない上、納付方法についても54年10月から口座振替を利用しているなど、保険料の納付意識は高かったものと考えられる。

2 申立期間①については、A市の記録によると、昭和58年10月から同年12月までは口座振替により、59年1月から同年3月までは納付書により保険料を納付するように手続されていた期間であるが、仮に、58年10月から同年12月までの保険料が口座振替できなかったとしても、市から送付される現年度納付書あるいは社会保険事務所から送付される過年度納付書によ

り納付が可能である。

また、A市の記録により、申立期間①の直前の昭和58年7月から同年9月までの申立人の保険料及び申立期間①の直後の59年4月から同年6月までの申立人の夫の保険料を現年度納付書で納付していることが確認できる。申立人夫婦の説明から、これらの納付書による納付はいずれも申立人が行ったものとみられ、申立期間①についても、同市あるいは社会保険事務所から納付書が送付されたにもかかわらず、申立人がこれを納付しなかったとは考え難い。

- 3 申立期間②及び③の国民年金保険料については、一緒に納付していたとする申立人の夫は納付済みである。

また、A市の記録によると、昭和59年4月からは申立人夫婦が共に、申立人の夫の預金口座から国民年金保険料を口座振替により納付するよう手続している。申立人の夫の申立期間②及び③の保険料はすべて口座振替により納付されたことが確認できる上、申立人夫婦の申立期間②及び③の前後の期間の保険料もすべて口座振替により納付されたことが確認でき、申立人の申立期間②及び③の保険料のみが口座振替できなかつたとは考え難い。

- 4 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和58年10月から59年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和26年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和48年7月から50年3月まで  
② 昭和58年10月から59年3月まで

申立期間①については、会社を退職し、国民健康保険の加入手続の際に、国民年金も一緒に加入するように言われたので、国民年金の加入手続をして保険料を納付していたはずなので、未納とされていることは納得できない。

また、申立期間②のころは、夫婦の国民年金保険料は、いつも一緒に妻が納付していた。申立期間は未納だと言われたが、経済的に納付できない状態になったことは無く、納付しないことは考えられないので、未納とされていることは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、申立人は、申立人自身かその妻が国民健康保険の加入手続と併せて国民年金の加入手続を行ったはずであるとするのみで、この区役所で加入手続を行ったかなど、手続の詳細についての記憶は無く、申立人の妻に聴取しても、加入手続についての記憶は無いとしている。

また、申立人は、申立期間①の当時の国民年金保険料は集金人に納付していたとするのみで、その妻が納付していたので、納付方法に関する具体的な記憶は無いとしており、その妻に聴取しても記憶は無いとしている。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和51年2月に申立人の妻と連番で払い出されており、申立期間①当時に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。このことから、申立人の国民年金加入手続は同年2月ごろに行われ、その際に48年7月までさかのぼって資格取得したものと推認され、申立期間①当時には、申立人

の国民年金加入手続は行われておらず、保険料を納付することはできなかったと考えられる。

加えて、申立人の国民年金加入手続が行われたと推認できる時点では、申立期間①のうち昭和49年1月から50年3月までの保険料を過年度納付することが可能であったが、申立人の保険料を納付していたとするその妻は、保険料の納付に関する具体的な記憶が無く、過年度納付が行われていたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

このほか、申立人が申立期間①の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿等）は無い。

- 2 申立期間②については、申立人の国民年金の加入手続が行われたと推認される昭和50年度以降、申立期間②を除いて未納は無い上、納付方法についても昭和54年7月から口座振替を利用しているなど、保険料の納付意識は高かったものと考えられる。

また、申立人夫婦の国民年金手帳記号番号は連番で払い出されており、納付日が確認できる期間の保険料は夫婦同一日に納付していることが確認できるなど、夫婦二人の保険料を一緒にその妻が納付したとする申立人の主張に不自然な点は見受けられない。

さらに、A市の記録によると、申立期間②のうち昭和58年10月から同年12月までは口座振替により、59年1月から同年3月までは納付書により保険料を納付するように手続されていた期間であるが、仮に、58年10月から同年12月までの保険料が口座振替できなかったとしても、市から送付される現年度納付書あるいは社会保険事務所から送付される過年度納付書により納付が可能である。

加えて、A市の記録により、申立期間②の直前の昭和58年7月から同年9月までの申立人の妻の保険料及び申立期間②の直後の59年4月から同年6月までの申立人の保険料を現年度納付書で納付していることが確認できる。申立人夫婦の説明から、これらの納付書による納付はいずれも申立人の妻が行ったものとみられ、申立期間②についても、同市あるいは社会保険事務所から納付書が送付されたにもかかわらず、申立人の妻がこれを納付しなかったとは考え難い。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和58年10月から59年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和43年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を4万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和13年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年3月31日から同年4月1日まで

私の厚生年金保険被保険者記録は、昭和43年3月31日が資格喪失日とされている。

しかし、私は、A社を昭和43年3月31日に退職していることから、厚生年金保険の資格喪失日は、翌日の同年4月1日となるので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及びA社の在職証明書などから判断して、申立人が同社に昭和43年3月31日まで勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A社における昭和43年2月の社会保険事務所の記録から、4万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和43年4月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年3月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を厚生年金保険の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年3月の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 愛知厚生年金 事案1396

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和28年11月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正9年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和28年11月1日から29年2月1日まで

私は、A社に昭和28年11月に入社し、57年6月まで継続して勤務していたが、申立期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が無い。

しかし、私が所持している給与明細書には、申立期間に厚生年金保険料を控除されていた旨の記載があるので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及び申立人が所持している給与明細書により、申立人は、昭和28年11月1日からA社に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、給与明細書の保険料控除額及び昭和29年2月の社会保険事務所の記録から、8,000円とすることが妥当である。

一方、社会保険事務所の記録によれば、A社は、昭和29年2月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間については、適用事業所としての記録が無いものの、商業登記簿の記録によれば、同社は、28年8月11日に設立され、同登記簿に記載されている事業目的からも、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、当該期間は適用事業所として記録管理されていない期間であることから、社会保険事務所は申立人に係る申立期間の保険料の納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人のA社に係る厚生年金保険被保険者記録は、資格取得日が平成17年8月1日、資格喪失日が18年7月1日とされ、同年6月30日から同年7月1日までの期間は、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の同社における資格喪失日を同年7月1日とし、申立期間の標準報酬月額を22万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和43年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年6月30日から同年7月1日まで

ねんきん特別便で年金記録を確認したところ、被保険者期間が1か月少ないことに気付いて会社に問い合わせしたところ、「会社のミスなので、修正する。」との返事があったが、後日、「資格喪失から2年以上経っているので、記録訂正がなされても、時効により年金額に反映されない。当社が貰い過ぎた保険料を返還するか、第三者委員会に申立てをしてほしい。」と言われた。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人のA社における厚生年金保険被保険者記録のうち、平成18年6月30日から同年7月1日までの期間については、20年10月22日付けで記録訂正が行われているが、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間にはならないこととされている。

これに対し、申立人は、申立期間について、年金記録の確認を求めているところ、申立人が保管している雇用保険受給資格者証及び出勤簿並びにA社から提出された賃金台帳により、申立人は、同社に継続して勤務し、申立期間に係

る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、賃金台帳の保険料控除額及び平成18年5月の社会保険庁の記録から、22万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が保管している健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書により、事業主が、平成18年6月30日を厚生年金保険の資格喪失日として届け出たことが確認できることから、社会保険事務所は、申立人に係る同年6月の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格喪失日に係る記録を昭和35年12月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和12年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和35年11月30日から同年12月1日まで

私は、昭和31年4月1日にA社に入社し、平成4年2月29日に退職するまで継続して勤務していたが、昭和35年にB支店からC支店へ転勤した際、厚生年金保険被保険者としての記録が欠けてしまっていることに納得できないので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社の職歴証明書及び雇用保険の記録により、申立人が同社に継続して勤務し(昭和35年12月1日に同社B支店から同社C支店に異動。ただし、異動発令日は同年11月21日。)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A社B支店における昭和35年10月の社会保険事務所の記録から、2万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は特段の理由を示すことなく納付したと主張するが、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無く、事業主が資格喪失日を昭和35年12月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年11月30日と誤って記録するとは考え難いことから、事業主が同日を厚生年金保険の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年11月の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人のA社B支店における資格取得日及び資格喪失日は、昭和21年10月17日及び22年11月3日であると認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、昭和21年10月から同年12月までは210円、22年1月から同年5月までは330円、同年6月及び同年7月は300円、同年8月から同年10月までは600円とすることが妥当である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和8年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和21年10月17日から22年11月3日まで

私は昭和21年10月に、近所の同級生やそのお姉さんと一緒にA社B支店に就職した。退職する時に大切なものだからと証書を渡され、その証書を父親に預けたものの、その後、証書がどうなったかは分からない。社会保険事務所で記録を調べてもらったが、厚生年金保険の記録は無かった。私は確かに同社B支店で働いていたので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所が保管するA社B支店の厚生年金保険被保険者名簿及び被保険者台帳によると、申立人の当時の氏名と同姓で、名前の漢字が相違し、生年月日が2日違いの厚生年金保険被保険者記号番号（昭和21年10月17日に資格取得、22年11月3日に資格喪失）が基礎年金番号に統合されないままになっている。

また、申立人が記憶する同僚5人には、いずれもA社B支店の厚生年金保険被保険者記録が認められることから、当時、申立人が同支店に勤務していたことが認められる。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、当該未統合の被保険者記録は、申立人の厚生年金保険被保険者記録であり、申

立人のA社B支店における資格取得日は昭和21年10月17日、資格喪失日は22年11月3日であると認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、当該未統合の被保険者記録から、昭和21年10月から同年12月までは210円、22年1月から同年5月までは330円、同年6月及び同年7月は300円、同年8月から同年10月までは600円とすることが妥当である。

## 愛知厚生年金 事案1400

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和48年11月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を6万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 24 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年10月31日から同年11月1日まで

社会保険事務所で厚生年金保険の被保険者記録を確認したところ、A社の資格喪失日が昭和48年10月31日とされていることが分かった。

しかし、昭和48年10月の厚生年金保険料控除が確認できる給与明細書があるので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された給与明細書及び雇用保険の加入記録により、申立人が、昭和48年10月31日までA社に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、給与明細書の保険料控除額及び昭和48年9月の社会保険事務所の記録から、6万4,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いが、事業主が資格喪失日を昭和48年11月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年10月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を厚生年金保険の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年10月の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む)、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社本社における資格取得日に係る記録を昭和43年7月16日、資格喪失日に係る記録を44年5月22日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を43年7月から44年3月までは3万円、同年4月は3万9,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和19年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年7月16日から44年5月22日まで

私は、昭和43年7月からA社本社に勤務していたが、厚生年金保険の被保険者記録を確認したところ、同年7月16日から44年5月22日までの期間について、厚生年金保険の記録が無いことが分かった。

しかし、健康保険組合における資格取得届の副本及び雇用保険被保険者証の記録のどちらも資格取得日が昭和43年7月16日になっていることが確認できるので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A健康保険組合の記録及び雇用保険の記録により、申立人がA社に昭和43年7月16日から継続して勤務していたことが認められる。

また、A社は、「当社では、入社と同時期に厚生年金保険、健康保険及び雇用保険の資格取得手続きを一緒に行うことから、申立人に係る厚生年金保険の記録だけが一部空白となっているのはおかしい。当社では、入社後の試用期間は設けていない。」としている。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A健康保険組合の記録、昭和

44年5月の社会保険事務所の記録及び同僚の記録から、43年7月から44年3月までは3万円、同年4月は3万9,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としているが、申立期間の厚生年金保険被保険者原票の整理番号に欠番が見当たらないことから、申立人に係る社会保険事務所の記録が失われたことは考え難く、資格の取得届及び喪失届のいずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録しないとは考え難いことから、事業主から社会保険事務所への資格の得喪に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立期間に係る保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和40年2月12日に、B社における資格喪失日に係る記録を41年6月21日に訂正し、当該期間の標準報酬月額については、38年12月から39年7月までを2万8,000円、同年8月から40年1月までを3万3,000円、41年5月を3万9,000円とする必要がある。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間①の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。また、事業主が申立人に係る申立期間②の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和10年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和38年12月21日から40年2月12日まで  
② 昭和41年5月21日から同年6月21日まで

申立期間について、私は、出向を命じられ出向元A社から出向先B社に在籍出向をした。給与は出向元であるA社から支払われていたため、被保険者期間に空白があることは納得できない。申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社の社員カード、勤続表彰状、雇用保険の被保険者記録及び複数の同僚の証言から判断すると、申立人は同社からB社に出向した後も同社との雇用関係は継続しており、いわゆる在籍出向であったものと認められる。

また、申立人は、「B社に出向した期間についても、給与の支払はA社からなされており、出向前後において支払状況に何ら変更が無かった。」と説明しているところ、申立期間当時の同社の経理担当者、同社の同僚及びB社の同僚はいずれも、「B社への出向期間における給与は、出向先のB社ではなく、出向元であるA社から、手渡しで支給されていた。」旨を証言している上、当該経理担当者は、「B社に出向した申立人及び同僚の給与から厚生年金保険料の控除をしていたと思う。なぜならば、A社の他の従業員と一緒に給与事務の手続をしていたので、仮に申立人及び同僚の給与から保険料が控除されていなかったとすれば、気付いたはずであるが、特に不審に思ったことは無かったから

である。」と証言している。

さらに、社会保険事務所のA社及びB社に係る厚生年金保険被保険者原票によれば、B社の資格喪失日（昭和41年5月21日）の処理、A社における資格再取得日（同年6月21日）の処理及びB社の健康保険証の返却がいずれも同年7月になされていることが確認でき、申立期間当時におけるA社の経理担当者が両社における給与支給事務等はA社において併せて行われていた旨を証言していることから、B社における資格喪失日に係る事務処理が誤ってなされた可能性が高いものと考えられる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間においてA社及びB社に継続して勤務し（昭和40年2月12日にA社からB社に異動、41年6月21日にB社からA社に異動）、申立期間①に係る厚生年金保険料をA社の事業主により、申立期間②に係る厚生年金保険料をB社の事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間①及び②の標準報酬月額については、同僚の記録、昭和38年11月及び41年4月の社会保険事務所の記録から、38年12月から39年7月までは2万8,000円、同年8月から40年1月までは3万3,000円、41年5月は3万9,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、申立期間①については、事業主による厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届及び申立人に係る資格喪失届のいずれの機会においても、社会保険事務所が記録の処理を誤るとは考え難いことから、事業主が昭和38年12月21日を厚生年金保険の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年12月から40年1月までの保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間①に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。一方、申立期間②については、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 13 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 30 年 5 月 1 日から 33 年 12 月 1 日まで  
② 昭和 34 年 1 月 22 日から 35 年 3 月 15 日まで

私は、昭和 35 年 3 月に A 社を退職する際に脱退手当金を受け取った記憶は無く、同社から脱退手当金に関する説明を受けた記憶も無い。

A 社の退職時には、既に次の B 社への入社が決まっており、退職した一週間後には同社に勤務していたにもかかわらず、脱退手当金を受給するのは不自然であり、申立期間が脱退手当金支給済みとされていることは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間の最終事業所での厚生年金保険被保険者期間は脱退手当金の請求要件である 24 か月に満たない 14 か月であるとともに、当該事業所の被保険者名簿に記載されている女性被保険者のうち、脱退手当金を受給している者は 17 人中 5 人と少なく、事業主が申立人の委任を受けて代理請求をしたとは考え難い。

また、申立人は A 社を退職する際、次の B 社への入社が決まっており、脱退手当金は請求していないと申し立てしているところ、脱退手当金が支給決定されている昭和 35 年 8 月 3 日を含む、同年 3 月 21 日から 40 年 1 月 17 日までの期間は、共済組合の被保険者となっていることが確認でき、申立てのとおり引き続き勤務する意思を有していたものと認められ、脱退手当金を請求する動機が判然としない。

さらに、申立人の被保険者名簿の生年月日は誤って記録されており、脱退手当金の裁定請求があれば訂正されると考えられるところ、訂正されていない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

## 愛知厚生年金 事案1404

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和15年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和31年5月2日から32年12月6日まで  
② 昭和32年12月6日から37年8月15日まで

私は、申立期間の脱退手当金について、受給申請した覚えも受け取った覚えも全く無い。当該期間について、年金給付計算の基礎とすべき厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約2年5か月後の昭和40年2月2日に支給決定されたこととなっており、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

また、脱退手当金を支給する場合、本来、過去のすべての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるところ、申立期間後の被保険者期間についてはその計算の基礎とされておらず未請求となっているが、これを失念するとは考え難い上、3回の被保険者期間が同一の被保険者記号番号で管理されているにもかかわらず、一部の期間のみ支給されるということは事務処理上、不自然である。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 62 年 4 月から平成 2 年 5 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 41 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 4 月から平成 2 年 5 月まで

「ねんきん特別便」に厚生年金保険加入期間が漏れていたため、社会保険事務所で基礎年金番号に統合してもらったが、国民年金の加入期間も漏れていた。

私は何度も転居しているが、昭和 62 年 4 月から A 市で国民年金に加入していた。

保険料納付が分かるものは何も無いが、納付があったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は国民年金被保険者資格取得手續の記憶が曖昧であり、いつ、誰が手續を行ったのかは不明である。

また、社会保険庁の記録では、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出されたのは平成 3 年 4 月であり、このほかに申立人に対して別の記号番号が払い出された形跡は見当たらないことから、このころ申立人の最初の国民年金被保険者資格取得手續が行われたものとみられる。

さらに、この手續に伴う申立人の国民年金被保険者資格取得日は平成 3 年 6 月 1 日とされていることから、申立人は、申立期間においては国民年金には未加入となり、同期間の国民年金保険料を納付することはできない。

加えて、申立人は A 市で国民年金加入手續を行ったとしているが、同市には申立人に係る国民年金被保険者名簿は無く、同市で加入手續を行ったとは考え難い。

その上、申立人は申立期間当時の保険料額を 1 か月 8,800 円か 9,800 円としているが、これは申立人が加入手續を行ったとみられる平成 3 年度の保険料月額に近い金額であり、申立期間の実際の保険料月額とは相違している。

このほか、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）も無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成2年4月から3年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和44年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年4月から3年3月まで

平成2年3月の1か月勤務した会社を退職し、継続して国民年金に加入しないと将来年金がもらえなくなると思い、年金手帳をもらおうと、すぐA市B市民センター内にあるA市役所の支所で、私の母親に加入手続をしてもらった。その後、国民年金保険料は、A市内のCショッピングセンターの中にあつたD銀行E支店で、母親が毎月納付してくれていた。

領収書は5年前に家を改修した時に、ほかの物と一緒に処分してしまったので無いが、申立期間の保険料を納付したことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

社会保険庁が保管する年金記録によれば、申立人の国民年金手帳記号番号は平成5年6月に払い出されたものであり、A市が保管する年金記録によれば、この記号番号による国民年金被保険者資格取得手続は同年10月に行われ、この時、申立人は2年4月までさかのぼって資格を取得したとする処理が行われたことがうかがわれる。

また、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情が見当たらないことから、申立人の国民年金被保険者資格取得手続は平成5年10月に初めて行われたものとみられる。

これらのことから、申立期間当時、申立人は国民年金には未加入であったことになり、納付書は発行されないことから、銀行で申立期間の国民年金保険料を納付することはできなかつたものとみられ、申立期間の保険料を毎月納付していたとする申立人の主張と相違する。

さらに、申立人の国民年金被保険者資格取得手続が行われたとみられる平成5年10月の時点では、申立期間の保険料は既に時効であったため、過年度納

付することもできなかった。

加えて、申立人の申立期間の保険料を納付していたとする母親は、申立期間の保険料の納付金額についての記憶は無いとしている。

このほか、申立人が申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる関連資料（確定申告書、家計簿等）も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和48年4月から55年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和23年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年4月から55年3月まで  
婚姻後、理容店をしていた夫と共に、集金に来ていた隣の中華料理店の店主へ保険料を納付した。いつ、いくら納付したかは記憶に無いが、夫が納付済みであるのに私が未納となっているのは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料を申立人の夫の分と一緒に納付していたとしているが、申立期間の保険料の納付時期及び納付金額についての記憶が無い上、申立人の夫は、婚姻（昭和47年11月）後、しばらくは世帯主であった申立人の義母が夫婦の分と合わせて3人分の保険料を納付していたとしている。このため、申立人は保険料の納付に直接関与していなかったものと考えられ、これを行ったとする義母は既に死亡していることから、申立期間の保険料の納付状況の詳細は不明である。

また、申立期間におけるA市が保管する被保険者名簿、国民年金印紙検認状況表及び国民年金保険料収入台帳（調定簿）を見ると、申立人の夫の納付記録は存在するものの、申立人に係る納付記録の存在は、いずれにも確認できず、申立人が申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見いだせない。

さらに、申立人が申立期間の保険料を納付したことを確認できる関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から41年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和16年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から41年3月まで

私は、昭和36年4月ごろ、A社に住み込みで勤務しており、国民年金加入手続は同社の社長に行ってもらい、申立期間の国民年金保険料は社長が毎月の給料から天引きし、納付していた。

また、昭和40年ごろ、当時同居していた同僚も給料から保険料を天引きされていたことを記憶している。

次に勤めたB社も、A社と同様に住み込みで勤務し、保険料も毎月の給料から天引きされていた。そのB社での勤務期間の保険料は納付済みとなっている。

納付を証明できる当時の給与明細は無いが、同じ方法で保険料を納付していたことは、はっきり覚えているので、申立期間について、納付があったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金加入手続及び申立期間の国民年金保険料の納付に関与しておらず、これらを行ったとするA社の社長は既に死亡していることから、加入手続及び保険料納付状況の詳細については不明である。

また、社会保険庁の記録によると、申立人の国民年金手帳記号番号は2回払い出されており、1回目は昭和40年8月24日にA社があるC区で、2回目は41年2月ごろにB社があるD区で払い出されていることから、このころにそれぞれ加入手続が行われたものとみられる。このことは申立人が所持する国民年金手帳2冊の発行日がそれぞれ40年7月31日、41年3月11日と記載されていることとも符合する。このため、A社があるC区で国民年金手帳が発行された時期を基準とすると、申立期間の大半は時効により保険料を納付すること

はできない上、申立人はさかのぼって保険料を一括納付した記憶も無い。

さらに、申立人は、昭和40年ごろに同居していた同僚も給料から保険料を控除されていたとしており、その同僚の社会保険庁の記録を見ると、国民年金手帳記号番号は、申立人の1回目に払い出された国民年金手帳記号番号と連番で払い出されているものの、資格取得日である同年11月11日から61年10月までの国民年金加入期間の保険料はすべて未納とされている。

加えて、申立人はC区にあるA社に昭和36年4月から41年1月まで住み込みで勤務し、同年2月から42年2月まではD区にあるB社に住み込みで勤務していたとしており、このことは、申立人のC区からD区への住民票の異動が41年2月1日であることと符合する。このため、申立期間のうち、同年2月及び同年3月はB社に勤務していたものと考えられ、申立人が申立期間である36年4月から41年3月までの期間、A社において保険料を給料から控除されていたとする申立人の主張とは矛盾する。

このほか、申立人が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、申立人に申立期間において別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和37年8月から39年7月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和11年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年8月から39年7月まで

私は、昭和36年ごろ、A市B区の理容店で働いていたが、店主や同僚たちも国民年金に加入していて、集金人が来店した時、店主の勧めもあり加入手続をしてもらった。その後は、3か月に1度ぐらいの割合で集金人が来るたびに1か月当たり100円の保険料を納付していた。その後、しばらく集金人が来なかった期間があったが、集金人が来た際にまとめて納付したのを記憶している。41年6月にC市へ移転した後も60歳まで納付してきたにもかかわらず、申立期間が未納になっているのは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料を集金人に納付したとしているが、A市において、集金人（国民年金推進員）による保険料の徴収を開始したのは、昭和37年11月からである上、申立人の所持する領収書及び申立人の妻から提出された家計簿（婚姻後の40年4月以降）を見ると、申立期間の前後の36年10月から37年3月までの保険料を同年5月8日に、39年8月から40年3月までの保険料を41年3月7日にそれぞれ過年度納付していることが確認でき、同市では、集金人（国民年金推進員）は過年度保険料を取り扱っていなかったとしていることから、申立人の主張とは相違する。

また、前述のとおり、申立人は昭和39年8月から40年3月までの保険料を41年3月7日に過年度納付しているが、この時点を基準にすると、申立期間のうち、38年12月以前は時効により納付することはできず、39年1月から同年7月までの保険料は過年度納付が可能であったものの、家計簿には当該期間の保険料を納付したことをうかがわせる記載はみられない。

さらに、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和60年6月から63年5月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正14年生  
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年6月から63年5月まで

昭和60年7月に60歳になった後、A市役所に出向き、65歳まで引き続き国民年金に加入して保険料を納付すれば国民年金が上乘せして支給されると聞いたので、私は65歳まで保険料を納付した。60歳になってすぐに手続したので申立期間が未納となっているのは納得できない。

国民年金保険料の納付方法、納付時期及び納付金額は覚えていないが納付しているはずなので、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、60歳到達(昭和60年6月)直後に国民年金の高齢任意加入手続をしたとしているが、昭和61年3月までは60歳以上の者が国民年金に任意加入できる制度は無かったことから、申立人は、60年の時点では任意加入することはできない。

また、申立人が制度改正された昭和61年4月当時に任意加入手続した事情は無く、社会保険庁の記録では、申立人は63年6月10日に高齢任意加入被保険者として資格取得したとされており、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる周辺事情も見当たらないことから、このころに任意加入手続を行ったものと推認される。この時点を基準にすると、任意加入者は制度上、さかのぼって資格を取得することはできず、申立人は申立期間においては国民年金未加入であり、国民年金保険料を納付したとは考え難い。

さらに、申立人が保険料を納付していたことを示す関連資料(確定申告書、家計簿等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和57年4月から63年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和22年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年4月から63年3月まで

私の年金記録は、昭和57年4月から63年3月までの期間の保険料納付が全額申請免除となっているが、当時、家計が苦しかった覚えは無く、夫の分と一緒に私が納付していた。保険料は郵便局の集金人を通して納付した記憶があるので、申立期間の全額申請免除の記録を納付済みに訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について申請免除を行った記憶は無いとしているが、社会保険庁の記録のほか、申立人が申立期間当時を含めて居住していたA市の被保険者名簿及び納付データも、この期間を含む昭和57年4月から平成2年3月までの期間は申請免除とされているほか、免除申請日や処理日の記載内容についても、社会保険庁の記録に不自然な点は見受けられない。

また、A市では、「申請免除の場合でも、年度当初に納付書を送付しており、免除申請者が保険料を納付した場合には、保険料を還付することとしていた。還付された場合は、被保険者名簿等にその旨記録することとしていた。」としているが、申立人の被保険者名簿（昭和57年度及び58年度）には、保険料が還付された形跡は見当たらない上、申立人は、申立期間において保険料の還付を受けた記憶は無い。

さらに、申立人は、当初、申立期間における保険料は郵便局員が自宅に来た際に納付したとしていたが、聴取の過程で、A市では国民年金保険料の郵便局での取扱いを開始したのは平成2年からであると説明したところ、申立人は、保険料は郵便局員ではなく、銀行員であったかもしれないと主張を変えるなど、申立人の申立期間における保険料の納付方法に関する記憶は曖昧である。

加えて、申立人が申立期間に係る保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和59年10月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和31年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年10月から61年3月まで

私は、会社を退職後、A市B区役所で国民年金の任意加入手続を行った。保険料納付のための資金として退職金の中から12万円を確保し、区役所へ行って納付した。親から常に年金は大事だから空白期間の無いよう納付しなさいと言われていたこともあり、すべて納付していたのに、申立期間が未納になっているのは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和59年10月に会社を退職後、A市B区役所で国民年金の任意加入手続を行ったとしているが、社会保険庁のオンライン記録及び申立人の所持する年金手帳の記載では共に、申立人は53年7月に国民年金の資格（強制加入）を喪失した後、61年4月に第3号被保険者となるまでの間に国民年金に加入した記録は無いほか、申立期間当時に、同区で別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人の戸籍の附票によれば、申立人は昭和59年4月（厚生年金保険被保険者期間中）にA市B区に転居しているが、申立人の年金手帳では、同区への住所変更は61年4月と記載されており、申立人は同月まで同区で国民年金の手続を行っていなかったものとみられる。

以上のことから、申立人は申立期間当時には国民年金の加入手続を行っておらず、保険料を納付することはできなかったと考えられるほか、申立期間は、任意加入の対象期間であり、制度上、A市B区への住所変更手続が行われた昭和61年4月の時点で申立期間にさかのぼって資格取得し保険料を納付することもできない。

さらに、申立人が提出した家計簿の写しには、申立期間の国民年金保険料額

と近似する 12 万円の記載があるが、申立人は、これは昭和 59 年 10 月に会社を退職した際の退職金の使用計画として記載したものであるとしており、この計画どおりに保険料が納付されたとまでは推認できない。

加えて、上記家計簿以外に、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書等）は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和47年1月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和18年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年1月から50年3月まで

私が会社を退職した後、父親が国民年金の加入手続を行い、家族の保険料と一緒に集金人に納付していたので、申立期間が未納とされているのは納付できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金加入手続及び保険料納付に関与しておらず、これらを行っていたとするその父親が死亡しているため、その状況を確認することはできないほか、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿等）は無い。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和40年9月にA市B区で払い出されている（以下、「手帳番号①」という）が、51年12月に同じく、同市B区で別の国民年金手帳記号番号（以下、「手帳番号②」という。）が払い出されている。申立人は、41年4月に国民年金の資格を喪失した後、42年4月にB区C町から同区D町に住居登録を異動しているが、47年1月以降の申立期間当時に再加入手続及び住所変更手続を行い、保険料を納付していたのであれば、既に手帳番号①を有する申立人に対して、同区が手帳番号②を払い出すことは無いと考えられ、不自然である。

さらに、社会保険庁が保管する申立人の被保険者台帳（マイクロフィルム）では、申立期間の直後の昭和50年4月から51年3月までの国民年金保険料は、手帳番号②により53年3月に過年度納付されたことが記録されている上、申立人の兄の同期間の保険料は現年度納付されたことが兄の被保険者台帳により確認でき、父親が家族の保険料と一緒に納付していたとする申立人の説明と相違する。

加えて、申立人が所持している国民年金手帳（昭和 40 年 8 月発行）では、47 年 1 月 1 日に資格を再取得した旨の記載はあるものの、B 区 D 町に住所変更した旨の記載は無いほか、申立期間当時に国民年金の再加入手続を行っていたのであれば、その際に発行されているはずの国民年金手帳は所持していない。

以上のことから、申立人は、昭和 41 年 4 月に国民年金の資格を喪失した後、再加入手続及び住所変更手続を行っていなかったため、A 市 B 区では、C 町の住所で手帳番号①が存在することが確認できず、手帳番号②が払い出され、その際に 47 年 1 月にさかのぼって資格取得したものと推認される。このため、申立期間当時には、申立人の国民年金加入手続は行われておらず、保険料を納付することはできなかったと考えられる。

その上、申立人の 2 回目の国民年金加入手続が行われたと推認される時点（手帳番号②が払い出された昭和 51 年 12 月ごろ）では、申立期間のうち 49 年 10 月から 50 年 3 月までの保険料を過年度納付することが可能であったが、申立人はその当時の保険料納付に関与していないなど、当該過年度納付が行われていたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

このほか、申立人の申立期間当時の同居家族のうち、その両親及び兄の申立期間の国民年金保険料は納付済みであるが、妹については、保険料の納付記録のある最初の期間である昭和 48 年 1 月から同年 3 月までの保険料は、婚姻（同年 4 月 24 日婚姻届）後に納付したものであることが妹の国民年金手帳により確認でき、婚姻前の申立人家族との同居期間中に保険料が納付された記録は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和58年12月から59年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和36年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年12月から59年9月まで

昭和58年に会社を退職した際、母親から、国民健康保険と国民年金に加入するようと言われ、私自身がA市で加入手続を行った。平成7年10月にB市からC市に転居する際、B市D支所で、A市に住んでいた時から国民年金に加入していたことにしてあげると言われ、言われるままに手続をしたが、A市時代の年金記録は未納のままだった。申立期間当時は国民健康保険を利用していたので、国民年金保険料だけ未納とされていることは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間以前に勤務していた会社で厚生年金保険の被保険者であった当時に取得した年金手帳を持って、昭和59年1月ごろにA市で国民年金の加入手続を行ったとしている。

しかし、申立人が唯一所持する年金手帳の国民年金手帳記号番号の欄等には、申立人が平成7年10月に国民年金の手続を行ったとするB市の印が押されており、A市で加入手続が行われたことをうかがわせる記載は見当たらない。

また、申立人の国民年金手帳記号番号の直近の番号を有する任意加入者の資格取得日は平成7年10月1日である。

以上のことから、申立人の国民年金加入手続は平成7年10月にB市で初めて行われ、その際にA市在住時の昭和58年12月にさかのぼって資格取得したものと推認されるほか、社会保険庁の国民年金手帳記号番号払出簿を調査しても、申立期間中に申立人の氏名で国民年金手帳記号番号が払い出された記録は見当たらないなど、申立期間当時に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。このため、申立人は、申立期間

当時は国民年金に未加入であり、その当時に保険料を納付することはできなかったと考えられるほか、B市で加入手続が行われた時点では、申立期間の保険料は時効により納付することはできない。

さらに、申立人は、申立期間当時、国民健康保険と国民年金の加入手続を一緒に行ったとしている。この点についてA市では、申立人が同市で国民健康保険に加入した記録は見当たらないが、古い記録であるため削除された可能性もあり、国民健康保険の加入の有無について確認することはできないとしている。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿等）は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和58年4月から60年7月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和39年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年4月から60年7月まで

私は、申立期間の前に勤務していた会社を離職する際に、国民年金に切り替えるように当時の事業主から説明を受けた記憶がある。申立期間の約2年間はアルバイト生活をしており、その後、厚生年金保険が適用されている会社に再就職する時に、年金手帳を提出したかもしれない。申立期間の保険料は納付書を使って自分自身で3か月分か1か月分ずつ市役所で納付した。保険料は1か月6,000円から7,000円ぐらいだったと思うので、申立期間の保険料が納付されていたことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社を退職後の昭和58年4月にB市で国民年金の加入手続を行い、保険料を納付していたとしているが、制度上、国民年金の資格を取得できるのは20歳に達した時とされており、申立人が20歳未満であった同年4月から59年1月までの間に国民年金に加入し保険料を納付することはできない。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、申立人がC社を退職した後の昭和61年7月にD町で払い出されており、申立期間当時にB市で別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人が唯一所持している年金手帳は、申立人がA社で厚生年金保険の被保険者資格を取得した際に交付されたものとみられるが、この年金手帳の国民年金の欄には、D町を管轄するE社会保険事務所の印が押されているほか、「初めて被保険者となった日」は昭和61年6月1日と記載されており、これは社会保険庁が記録する申立人の資格取得日と一致する。

以上のことから、申立人の国民年金加入手続は昭和61年7月ごろに行われたものと推認され、申立期間当時には加入手続が行われていなかった上、申立

期間は資格取得日前の無資格期間であり、保険料を納付することはできなかつたと考えられる。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿等）は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和55年5月から57年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和26年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和55年5月から57年2月まで

私は昭和55年5月に会社を退社し、私か妻のどちらかがA村役場B支所で国民年金の加入手続を行った。申立期間の保険料は、妻が自宅で集金人の隣組の組長に納付していた。知人が同じ隣組と一緒に集金人に納付していた。もしかしたら、納付書により村役場支所で納付したかもしれないが、いずれにしても保険料を納付していたので、未納とされていることは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和58年6月に日本に帰化しており、申立期間当時には、日本国籍を有していなかった。日本国籍を有しない本邦在住者が国民年金の適用対象とされたのは57年1月からであり、申立人は、申立期間のうち56年12月までは国民年金に加入することはできず、57年1月以降に56年12月以前にさかのぼって資格取得することもできない。

申立期間のうち昭和57年1月及び同年2月は日本国籍を有していない者でも、国民年金に加入し保険料を納付することが可能であった。

しかし、社会保険庁のオンライン記録及び申立人が加入手続したとするA村の記録では共に、申立人が国民年金に加入した記録は見当たらないほか、申立期間当時に申立人に対し国民年金手帳記号番号が払い出された記録も見当たらない。このことから、申立人は国民年金の加入手続を行ったことは無く、保険料を納付することはできなかつたと考えられる。

また、申立人は、隣組の役員が国民健康保険料のほかに何を集金していたのか分からないが国民年金保険料も集金していたと思うとするなど記憶が不明確であるほか、申立人が一緒に集金人に納付していたとする知人に聴取したところ、隣組などの集金人に国民年金保険料を納付したことは無いとしており、

申立人の説明と相違する。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和6年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和24年10月から25年7月まで  
前の会社を退職して失業保険を受給していたころ、家の近所で従業員を募集していたA社に入社し、金属部品の製造に従事した。  
しかし、申立期間について、厚生年金保険の被保険者記録が無いので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

同僚B氏の証言及び申立人がA社で厚生年金保険被保険者記録の確認できる同僚を記憶していることから、期間は定かでないものの、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、A社は昭和55年4月1日に全喪しており、当時の事業主及び役員との連絡先も不明であるため、申立人に係る勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについては確認できない。

また、申立人は「A社には工場だけで50人程度、事務員も10人程度いたと思う。」としているが、健康保険厚生年金保険被保険者名簿等により確認できる同社の厚生年金保険被保険者は、申立期間の最も多い時期で29人（少ない時期で18人）であり、申立人と同じ金属部品の製造をしていたとする同僚B氏についても、同社における厚生年金保険の被保険者記録が確認できない。

さらに、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料は無く、保険料控除に係る申立人の記憶も曖昧である。

加えて、社会保険事務所が保管しているA社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立人の名前は無く、健康保険整理番号に欠番も無い。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 愛知厚生年金 事案1406

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和5年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和31年11月から36年4月まで

私は、A社に2回勤務した。1回目の勤務については厚生年金保険の記録があるのに、申立期間である2回目については記録が無い。保険料控除が証明できる資料は無いが、同社に勤務していたことは確かなので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が名前を挙げた同僚の証言から判断して、申立人が、申立期間中にA社に2回目の勤務をしたことは推認できる。

しかし、申立人が名前を挙げた同僚のうち二人について、A社における厚生年金保険の被保険者記録が確認できないことから、同社においては、すべての従業員について、厚生年金保険の被保険者資格を取得させる取扱いを必ずしも励行していなかったことがうかがえる。

また、A社には、申立期間当時の勤務実態を確認できる人事記録等の関係書類は残っていない。

さらに、社会保険事務所が保管するA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立期間において申立人が厚生年金保険の資格を取得した記録は無く、健康保険整理番号の欠番も無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

加えて、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無く、申立人の保険料控除に関する記憶も曖昧である。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 愛知厚生年金 事案 1407

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和9年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和28年4月1日から同年11月1日まで  
昭和28年4月1日から平成5年11月末日まで継続してA社に勤務していた。昭和28年4月から同年10月までの厚生年金保険の記録が無いのはおかしいので、調査して、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A社が所有する退職経歴台帳及び雇用保険の記録から判断して、申立人が、申立期間に同社に勤務していたことは認められる。

しかしながら、申立人が、昭和28年4月1日にA社と一緒に入社し、かつ、同じ職場に就いた同僚として名前を挙げる4人の厚生年金保険の資格取得日も、申立人と同じ同年11月1日(1人)又は29年5月1日(3人)と記録されている上、連絡が取れた2人は、「入社時から厚生年金保険料が給与から控除されていたかについて覚えていない。」と証言している。

また、A社において、昭和28年11月1日に厚生年金保険の資格を取得した18人に照会したところ、13人が資格取得日より前から勤務していたとしている上、厚生年金保険料の控除については、12人は覚えていないとしているものの、残る1人は、「入社時から控除されていなかった。」と回答している。

さらに、社会保険事務所が保管している厚生年金保険記号番号払出簿により、申立人の手帳記号番号が昭和28年11月1日にA社で払い出されたことが確認できるとともに、同社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立期間における健康保険整理番号に欠番は見られない。

加えて、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和4年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年2月7日から同年8月31日まで

申立期間について、厚生年金保険料を給与から控除されていたことを証明する給与明細書は持っていないし、健康保険証を使用した記憶も無いが、雇用保険の記録のとおり、勤務していたことは間違いないので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録により、申立人は、申立期間にA社に勤務していたことは認められる。

しかしながら、A社の当時の事業主及び事務責任者は既に死亡していることから、同社における申立人の厚生年金保険料の控除の有無について確認することができない。

また、申立期間において申立人と一緒に勤務していた同僚は、「雇用保険の被保険者資格を取得してから、一年後に厚生年金保険の被保険者資格を取得した。」と証言しており、A社は、当時、入社と同時に厚生年金保険被保険者資格の取得手続を行う取扱いはしていなかったものと考えられる。

さらに、社会保険事務所が保管するA社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立期間における健康保険整理番号に欠番は見られない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 愛知厚生年金 事案1409

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 19 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和35年10月10日から36年 9 月 1 日まで  
② 昭和39年 7 月12日から41年10月11日まで

申立期間①について、昭和36年 5 月ごろ労災事故に遭い、病院で骨折の治療を受けていたので、会社に勤務していたのは事実である。

申立期間②について、働いていたことは証明できないが、勤務していた記憶に間違いはない。会社が厚生年金保険に加入していなかったのではないかと、調べて記録を訂正し、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所の記録によると、A社は、申立期間において厚生年金保険の適用事業所であったことが確認できるところ、同社によれば、資料が無いため不明と回答しており、申立人に係る勤務実態及び厚生年金保険の取扱い等について確認できない。

また、A社の事業主は、「申立期間当時は、入社後直ちに社会保険の資格を取得させていなかった。」と証言し、また、複数の同僚は、入社時期と厚生年金保険の被保険者資格取得日が一致しないと証言していることから、当時、同社では、入社後直ちにすべての社員について厚生年金保険の資格を取得させていたわけではないことが推認される上、複数の同僚の厚生年金保険被保険者記録には、申立人と同様の空白期間が認められ、同僚は、「複数の同僚が同社をいったん退社し、その後再入社しており、一時期いなかった時期がある。」と証言している。

さらに、申立期間について、社会保険事務所におけるA社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び同原票に申立人の名前は無く、健康保険整理番号の欠番も無いなど、社会保険事務所の事務処理に不自然な点は認められない。

加えて、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを推認できる関連資料は無い。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 愛知厚生年金 事案 1410

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 18 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 11 月から 38 年 12 月まで

私は、昭和 36 年に高校を卒業し、別の会社に半年ほど勤務した後、自宅近所にあったA社に織機を直す手直工として入社した。

当時、A社には 10 人ほどの従業員が勤務しており、同僚の名前や呼び名を憶えている上、勤務していた期間中に先代事業主が亡くなり葬儀が執り行われたことも記憶している。

厚生年金保険料がどのように給与から控除されていたかは記憶が無いが、A社で勤務していたことは間違いないので、申立期間について厚生年金保険が未加入となっていることに納得できない。申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A社において厚生年金保険被保険者記録の確認できる複数の同僚が、当時、申立人が勤務していたことを証言していることから、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、社会保険事務所におけるA社の健康保険厚生年金保険被保険者原票に申立人の名前は無く、健康保険整理番号の欠番も無いなど、社会保険事務所の事務処理に不自然な点は認められない。

また、A社は平成 7 年 10 月 1 日に全喪、商業登記簿によれば、同年 9 月 30 日に解散しており、当時の事業主は、申立期間当時の資料は保存していないと回答している。

さらに、事業主は、入社後しばらく様子見の期間があったと証言し、また、複数の同僚は、A社の入社時期と同社の厚生年金保険の被保険者資格取得日が一致しないと証言していることから、当時、同社では、入社後直ちにすべての

社員について厚生年金保険の資格を取得させていたわけではないことが推認される。

加えて、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを推認できる関連資料は無い上、申立人の保険料控除に関する記憶も曖昧である。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正 14 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 18 年 1 月 13 日から 23 年 10 月 9 日まで

昭和 18 年 1 月 13 日から 20 年 4 月まで A 社 B 支店の設計係に勤務し、同年 4 月、召集により兵役、終戦後、C 国から帰還、23 年 10 月に D 市から E 市へ戻り、本社において同社 F 支店への勤務を指示された。兵役中は、給与は留守宅に届けられていた。55 年 3 月 31 日付けの感謝状(18 年 1 月 13 日以降の勤続表彰)をもらっている。したがって、18 年 1 月から 23 年 10 月 9 日までの記録が脱落していると思うので、調査をし、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A 社を承継する G 社の感謝状及び人事記録により、申立人が申立期間に A 社に勤務していたことは確認できる。

しかし、申立期間のうち、昭和 18 年 1 月 13 日から 20 年 3 月 25 日までの期間については、申立人は、H 国に所在した A 社 B 支店に勤務しており、当時の厚生年金保険(労働者年金保険)の適用される区域は「内地」である日本国内に限られ、「外地」である H 国において勤務した期間については、厚生年金保険の適用が無かったと判断できる。

また、申立人は、申立期間後の昭和 23 年 10 月 9 日に A 社 F 支店で厚生年金保険被保険者資格を取得した記録はあるものの、申立期間について、社会保険事務所が保管する同社 F 支店の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に、申立人の名前は見当たらない。

さらに、G 社は、「人事記録によれば、申立人は昭和 20 年 3 月 26 日から 23 年 10 月 8 日までの期間は、5 号兵事休職期間となっていることが確認できる。兵事休職の種別の違いは不明であるものの、1 号兵事休職発令されている者は、

休職期間中でも厚生年金保険被保険者記録がある一方、5号兵事休職発令されている者は、休職発令中に厚生年金保険被保険者記録は無く、復職時点から厚生年金保険被保険者記録があることから、当時、1号兵事休職者は、出征の時点で被保険者資格を取得させた者で、5号兵事休職者は、出征の時点で被保険者資格を取得させなかった者と思われる。」と回答している。

加えて、申立てに係る同僚のうちI氏及びJ氏は、昭和19年10月19日から1号兵事休職発令され、同年10月1日から厚生年金保険被保険者記録が確認できるところ、休職発令が不明である同僚については、K氏は21年9月1日から、L氏は同年5月1日からそれぞれ厚生年金保険被保険者記録が確認できるものの、それ以前の記録は確認できず、M氏は厚生年金保険被保険者記録が確認できない。

このほか、申立人が、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料は無い。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 愛知厚生年金 事案 1412

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 34 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 1 月から平成元年 1 月 11 日まで

昭和 59 年から平成 3 年まで、7 年間から 8 年間も A 社に勤め、社会保険料が給与から控除されていたのに、厚生年金保険の資格取得日が平成元年 1 月 11 日になっているのは納得できない。加入期間がたった 29 か月などということはありません。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A 社において厚生年金保険被保険者記録が確認できる当時の給与関係事務担当役員 B 氏及び同僚が、「期間は定かでないが、申立人が当時、同社に勤務していた。」と証言していることから、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、社会保険事務所における A 社の健康保険厚生年金保険被保険者原票等に申立人の名前は無く、健康保険整理番号の欠番も無いなど、社会保険事務所の事務処理に不自然な点は認められない。

また、A 社は平成 3 年 6 月に全喪しており、関係資料も無いため、申立人に係る勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認できない。

さらに、申立人は、当時、A 社では、見習期間があったと述べているところ、役員 B 氏は、「正社員については、厚生年金保険及び雇用保険の資格取得手続を一对で社会保険労務士に依頼していた。」と証言している上、役員 B 氏及び同僚 2 人は、「期間は定かではないが、申立人には正社員ではないパート勤務の期間があった。」と証言しているところ、申立人には、厚生年金保険被保険者資格取得日と同日の平成元年 1 月 11 日から雇用保険の記録が認められるものの、申立期間に係る雇用保険の記録は確認できない。

加えて、社会保険事務所の記録によると、申立人は、申立期間において国民年金に加入し、このうち昭和59年1月から60年3月までの期間及び63年4月から同年12月までの期間について、国民年金保険料が全額免除されていることが確認できる。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料は無い。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 18 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 35 年 10 月から 37 年 4 月まで  
② 昭和 39 年 5 月から 42 年 4 月まで  
③ 昭和 42 年 5 月から 45 年 3 月まで  
④ 昭和 45 年 5 月から 54 年 1 月まで

申立期間①について、私は昭和 34 年 7 月から 37 年 4 月まで A 社で勤務していたが、厚生年金保険の被保険者記録が 35 年 9 月までしかないのは納得できない。

申立期間②について、私は昭和 37 年 6 月から 42 年 4 月まで B 社で勤務していたが、厚生年金保険の被保険者記録が 39 年 4 月までしかないのは納得できない。

申立期間③について、私は C 社に昭和 42 年 5 月から 45 年 3 月まで勤務していたが、その期間の厚生年金保険の被保険者記録が無いことにされている。何年か前に社会保険事務所で確認した時は、記録があったはずなのに、年金請求時には消えていたのはおかしい。

申立期間④について、私は D 社の事業主であり、昭和 45 年 5 月から社会保険事務所に厚生年金保険料を支払っていた。

しかし、社会保険事務所の記録によると、私の会社は昭和 54 年 2 月に厚生年金保険の新規適用事業所になっていることとされ、当該期間の厚生年金保険の被保険者記録が無い。確かに 45 年 5 月から厚生年金保険料を支払っていたので、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、A 社が保管している申立人に係る厚生年金保険被保険者資格取得確認通知書及び資格喪失確認通知書によると、申立人の資格取得日

は、昭和34年7月11日、資格喪失日は35年10月2日とされており、社会保険事務所の記録と一致していることが確認できる。

また、申立人は、A社における同僚の名前を記憶しておらず、同僚から申立人の申立期間①に係る厚生年金保険料の控除の事実をうかがわせる証言を得ることもできない。

さらに、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料は無く、ほかに申立てに係る事実をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

申立期間②について、B社の事業主及び同僚の証言から判断して、申立人が同社に勤務していたことについては推認できる。

しかし、B社の事業主は、申立人の勤務期間は2年程度であったとしており、その期間は申立人の同社における被保険者期間(23か月)とおおむね一致しているとともに、聴取した複数の同僚のうち1人は、「自分は昭和40年3月までB社で勤務していたが、申立人はその1年ほど前に退職したと思う。」としており、その時期は申立人の同社における資格喪失時期(39年5月1日)とおおむね一致している。

また、B社には、申立人の申立期間②当時の勤務実態を確認できる人事記録等の資料は保存されていない。

さらに、申立人が申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料は無く、ほかに申立てに係る事実をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

申立期間③について、C社における当時の取締役及び複数の同僚は、申立人が申立期間③の当時に同社に勤務していたとしているものの、申立人の入社時期については、いずれの者も明確な記憶が無いとしている上、これらの同僚の中には、申立人は同社が本店所在地を移転した昭和44年4月ごろには既に退職していたとする証言があり、申立人の同社における勤務時期を確定することはできない。

また、社会保険事務所が保管しているC社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立人の名前は無く、健康保険整理番号に欠番も無い。

さらに、取締役及び同僚が記憶している当時の事務担当者は既に死亡しており、申立人の申立期間③に係る厚生年金保険料の控除をうかがわせる証言を得ることもできない。

加えて、申立人が申立期間③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料は無く、ほかに申立てに係る事実をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

申立期間④について、商業登記簿の記録によると、D社が設立登記されたのは昭和48年6月22日であり、申立期間④のうち、45年5月から48年6月21日までについては、同社は法人事業所ではなかったことが確認できることから、個

人事業主であった申立人は、厚生年金保険被保険者となることはできない期間であると認められる。

また、社会保険事務所の記録によると、D社は昭和54年2月7日に厚生年金保険の任意適用事業所となったことが確認できることから、申立期間④のうち、48年6月22日以降の期間については、厚生年金保険の適用事業所ではなかったことが確認できる。

さらに、申立人が申立期間④に係る厚生年金保険料を給与から控除されていたことを確認できる関連資料は無く、ほかに申立てに係る事実をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

また、申立人は、申立期間②について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 23 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和57年9月26日から同年12月1日まで  
② 昭和57年12月から58年6月まで

私は、昭和57年1月11日に月給30万円の契約でA社に入社し、59年8月31日まで勤務していた。その間、社長から「会社経理上、資金繰りが苦しいので保険料支払の負担を軽減したい。」と頼まれ、58年7月1日からは国民年金に加入した。

しかし、私の厚生年金保険の被保険者記録を見ると、昭和57年9月26日にA社に係る厚生年金保険の被保険者資格を喪失し、同年12月1日に同社で再取得したことになっており、申立期間①の被保険者記録が無いが、一時的に退職した記憶も、そのような理由も無く、申立期間①についても厚生年金保険料を給与から控除されていたと思うので、申立期間①について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

また、私は入社時から退職時まで、給与額はほとんど変わっていなかったが、社会保険事務所からの被保険者記録照会回答票を見ると、空白期間後の申立期間②の標準報酬月額が15万円に引き下げられている。退社し、再入社した覚えも無いのに、退社扱いにして報酬月額を下げた疑いがあるので、私の申立てを認めて記録を回復し、標準報酬月額を引き上げてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、雇用保険の記録から判断して、申立人がA社に昭和59年8月31日まで継続して勤務していたものと認められる。

しかし、A社の厚生年金保険被保険者記録によると、同社の被保険者には昭和57年から58年にかけて、申立人と同様に厚生年金保険被保険者期間が空白となっている者が多数みられるところ、これらの者のうち、申立人と同様に3か月間の空白期間がある者が保管している給与支払明細書によると、被保険者期間とされていない期間については厚生年金保険料が給与から控除されていないことが確認できる。

また、申立人が申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間①について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

申立期間②については、A社の厚生年金保険被保険者記録によると、申立人と同様に昭和57年から58年にかけて被保険者資格を喪失し、再取得している者の大半が被保険者資格の再取得後に標準報酬月額が下がっていることが確認できる。申立人と同様に標準報酬月額が下がっている者が保管している給与支払明細書によると、給与から控除されている厚生年金保険料に見合う標準報酬月額と社会保険事務所で記録されている標準報酬月額が一致していることが確認できる。

また、申立人には、申立期間②について、申立人が主張する給与月額及びこれに基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の関連資料は無い。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間②について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 愛知厚生年金 事案1415

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 43 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 7 年 10 月から 10 年 4 月まで

私は、A社に勤務していたころ、時期は忘れたが、給与から控除される社会保険料が低くなったことに気付き、事業主に問い合わせたところ、「会社の経営が苦しくなったので、どこかに相談して支払う額を低くした。」と回答があった。

その時は聞き流したが、最近になってテレビや新聞報道等を見て、標準報酬月額が改ざんされていたのではと不安に思うようになり、年金記録を調査してもらうことにした。

調査の結果、申立期間の標準報酬月額が 9 万 8,000 円とされていることが分かったが、銀行の預金通帳の記録によると、当時は約 22 万円の給与をもらっていたことが確認できるので、申立期間について、給与に見合う額に標準報酬月額を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が提出した預金通帳の写しにより、申立人が申立期間において、A社から約 22 万円の給与を受け取っていたことが確認できる。

しかし、申立人は、給与明細書の社会保険料控除額が大幅に低くなったことを認識し、A社の事業主にも問い合わせたことがあるとしている。

また、A社は、平成 19 年 2 月に全喪している上、当時の事業主とも連絡が取れないため、申立てに係る事実を裏付ける証言を得ることはできない上、申立期間当時に同社において厚生年金保険の被保険者であった者に聴取しても、申立人がその主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる証言を得ることもできなかった。

さらに、社会保険事務所の記録によると、平成6年10月より以前からA社に勤務していた申立人を含む17人の標準報酬月額記録は、申立人を除いて、いずれも同年10月の定時決定において9万8,000円とされていることが確認できるところ、申立人は、7年10月の定時決定において同僚と同額の9万8,000円とされており、申立期間に係る当該17人の標準報酬月額を比較しても、申立人にのみ不自然な状況は見受けられない。

加えて、申立期間について、申立人がその主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料は無い。

このほか、申立期間について、標準報酬月額に誤りがあることをうかがわせる関連資料及び周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 42 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年4月1日から同年10月1日まで

私は、A社に平成15年1月1日付けで採用された後、16年3月31日までは、厚生年金保険の適用を受けない契約（勤務時間が週30時間未満）により雇用されていた。同年4月1日からは勤務時間が週30時間以上の契約となったため、本来であれば、この時、厚生年金保険に加入すべきところ、すぐに加入手続きがされず、雇用更新月の同年10月1日から厚生年金保険に加入した。

私は、当時、厚生年金保険に対する知識が無く、加入漏れに気づかなかったが、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社の人事記録及び雇用保険被保険者記録により、申立人は申立期間において同社に勤務していたものと確認できる。

しかし、A社が保存する基準給与簿の写しによれば、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を給与から控除されていなかったことが確認できる。

また、A社が保存する厚生年金保険被保険者資格取得確認通知書によれば、申立人は平成16年10月1日に被保険者資格を取得した事実が確認できる上、同社は、申立期間における申立人の被保険者資格取得の届出は行っていなかった旨回答している。

さらに、申立てに係る事実について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 愛知厚生年金 事案1417

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 11 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和27年3月29日から33年9月21日まで

私は、申立期間について、A社での勤務期間に係る脱退手当金を支給されたことになっている。

しかし、私は当時、脱退手当金を支給された記憶は無い。手当金は約1万2,000円と当時としては大変高額であり、支給されていれば記憶しているはずである。60歳の年金裁定請求時にも手当金が支給されていないことについて、社会保険事務所で説明したが取り合ってもらえなかった。このため、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していた事業所の被保険者名簿の申立人が記載されているページとその前4ページ及びその後5ページに記載されている女性のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和33年9月21日の前後2年以内に資格喪失した者98人の脱退手当金の支給記録を調査したところ、70人について脱退手当金の支給記録が確認でき、そのうち59人について資格喪失日から約6か月以内に脱退手当金の支給決定がなされている上、そのうち連絡先が把握できた3人については、事業所が請求手続をしてくれたと証言していることを踏まえると、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立期間に係る脱退手当金は、厚生年金保険被保険者資格喪失日から約3か月後の昭和33年12月26日に支給決定されている上、被保険者台帳には同年11月に脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額等を厚生省（当時）から当該脱退手当金の裁定庁へ回答したことが記録されているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りも無いことから、一連の事務処

理に不自然さはいかたがえぬ。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほか、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 15 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和30年5月1日から33年1月26日まで  
② 昭和33年2月6日から34年7月21日まで  
③ 昭和34年7月26日から同年10月27日まで

年金記録を確認したところ、A社からB社までの5社に係る被保険者期間については、脱退手当金を受給したこととされていることが分かったが、私は脱退手当金を請求した覚えも、受給した覚えもない。

しかし、C社D支店及びB社の2社に係る脱退手当金は、裁定請求書などが保存されており、母が代理で受給したことに納得したが、申立期間の3社分については受給していないので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の厚生年金保険被保険者期間の被保険者記号番号は、申立期間である3回の被保険者期間が同一の番号で管理されているにもかかわらず、申立期間後の被保険者期間は別の被保険者記号番号となっており、脱退手当金を受給したために被保険者記号番号が異なっているものと考えるのが自然である。

また、社会保険事務所の記録によると、申立人は申立期間のほか、昭和37年6月6日から39年5月21日までの期間及び同年9月1日から41年9月27日までの期間の計47か月の被保険者期間についても、42年4月11日に脱退手当金を受給していることが確認できるが、仮に、申立期間について脱退手当金が支給されていなかったとすれば、申立期間も脱退手当金の計算の基礎とされていたとみられ、申立期間が計算の基礎とされていないのは、既に申立期間に係る脱退手当金が支給されていたためと考えるのが自然である。

さらに、申立人の厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味

する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間に係る厚生年金保険資格喪失日から約5か月後の昭和35年3月25日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

加えて、申立人の脱退手当金が支給決定された時期は、通算年金通則法施行前であり、申立期間の事業所を退職後、昭和37年6月6日まで厚生年金保険の被保険者記録の無い申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはいかたがえない。

このほか、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 16 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和39年11月22日から40年10月30日まで  
② 昭和41年3月7日から43年12月26日まで

私は、A社とB社に勤務した期間の厚生年金保険の記録について、脱退手当金を受け取ったこととされているのは納得できない。

脱退手当金の請求をした覚えも受け取った覚えも無いので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る脱退手当金の請求書類である脱退手当金裁定請求書が社会保険事務所に現存しており、当該裁定請求書には「今後、障害年金の受給権が発生すれど、現在、脱退手当金を請求します。」旨が記載され、申立人の押印がされている上、申立人が、かつて勤務していた事業所名、その所在地及び勤務期間が記されているほか、請求書類には、申立期間に係るB社作成の退職所得の源泉徴収票が添付されていることを踏まえると、申立人の意思に基づき脱退手当金が請求されたものと考えられる。

また、申立人の被保険者原票には脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されており、一連の事務処理にも不自然さやうかがえないほか、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほか、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。